

措置状況(2026年3月末時点)

年度	テーマ	監査結果	措置状況			措置率	監査結果 件数
			措置済み	措置予定	措置困難		
2023	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について	指摘	35 件	0 件	0 件	100%	73 件
		意見	38 件	0 件	0 件		

※ 措置…具体的には是正行為を実施すること。

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	1	56	地域福祉部	福祉総務課	(1)更生保護団体支援事業	【指摘2-1】ア 負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について	市は、南多摩保護観察協会へ前年度4月1日現在の人口1人当たり7円、合計3,007千円の負担金を交付しているが、交付に関する具体的な取り決めをした協定書等が締結されていない。市は、負担金の算定方法や支払時期等について齟齬が生じるリスクを防止するために、協定書等を南多摩保護観察協会との間で取り交わすべく関係市との調整を行う必要がある。	○				町田市のみでなく、南多摩5市が関係する内容のため、南多摩保護観察協会の理事会で、課題として提起しました。	措置済み	2024年10月	
2023	2	57	地域福祉部	福祉総務課	(1)更生保護団体支援事業	【指摘2-2】イ 負担金の使途のモニタリングの未実施について	市は、南多摩保護観察協会へ交付した負担金の使途や効果について、モニタリングを実施していない。市は、モニタリングを実施し、負担金の使途の適切性と負担金交付の効果を確認する必要がある。なお、負担金の実際の使用先は町田地区保護司会となるので、町田地区保護司会に対してもモニタリングを実施する必要がある。	○				活動報告書や決算書を適宜確認するなど、モニタリングを実施しています。	措置済み	2025年3月	
2023	3	58	地域福祉部	福祉総務課	(1)更生保護団体支援事業	【指摘2-3】ウ 監事の署名入りの監査報告書の入手の徹底について	市は、負担金の実際の使用先である町田地区保護司会の定期総会資料を入手しているが、監事の監査報告書に署名がないものとなっている。市は、監査を実施した監事の署名のある監査報告書が添付された定期総会資料を入手する必要がある。	○				監査を実施した監事の署名のある監査報告書を手入しました。	措置済み	2024年5月	
2023	4	72	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・離職者対策事業	【指摘2-4】イ 見積書の妥当性の検証の徹底について	市社協から入手した受験生チャレンジ支援業務に係る見積書では、諸経費が事業総費の6.4%となっているが、市はその根拠を確認していない。市社協によると、委託料上限額とするために逆算により算出した割合とのことであった。また、人件費に対する法定福利費の割合は20.2%となっており、一般的な割合(15%～17%)と比較して高くなっている。市は、見積書の妥当性の検証を徹底する必要がある。	○				見積書の妥当性を適宜確認し、検証を徹底しています。	措置済み	2024年5月	
2023	5	74	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・離職者対策事業	【指摘2-5】ウ 実績報告の妥当性の検証の徹底について	市社協から提出された受験生チャレンジ支援業務に係る実績報告書では、支払われた委託料と同額の経費が発生したと報告されているが、市社協の決算報告書を見ると、委託料と同額の経費が発生しておらず、資金収支差額が計上されていた。しかし、市は当該状況を把握することができていなかった。市は、実績報告と確定した決算報告書の整合性を確認するなど、実績報告の妥当性の検証を徹底する必要がある。	○				期中の事業モニタリングや、実績報告と決算報告書の整合性の確認等により、実績報告の妥当性の検証を徹底しています。	措置済み	2025年3月	
2023	6	77	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・離職者対策事業	【指摘2-6】オ 委託料の返還請求について	市社協は、受験生チャレンジ支援業務に係る事業経費が、支払われた委託料を下回った場合、差額を市へ返還することになっている。市社協の決算報告書では、2,438千円の事業活動資金収支差額が計上されており、支払われた委託料を下回っている。市は、委託料を下回った事業活動資金収支差額2,438千円について、市社協に対し、返還請求する必要がある。	○				事業活動資金収支差額2,438千円について、全額を返還いただきました。	措置済み	2024年12月	
2023	7	79	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・離職者対策事業	【指摘2-7】カ 東京都から交付された補助金の返還について	受験生チャレンジ支援業務は、東京都の補助金を財源とした事業であるが、市が、市社協から返還を受けた場合、その金額分、都補助対象経費の総額が変わり、既交付額より少なくなる。市は、市社協から返還を受けた金額について、都補助要綱に基づき、東京都へ返還する必要がある。	○				市社協から返還を受けた2,438千円について全額を東京都へ返還いたしました。	措置済み	2025年3月	

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	8	92	地域福祉部	福祉総務課	(8)社会福祉協議会支援事業	【指摘2-8】 ア 補助金、負担金の使途のモニタリングの未実施について	市は、2022年度において市社協へ補助金として127,265千円、負担金として48,197千円を交付しているが、その使途についてのモニタリングは、「2022年度事業報告書」、「2022年度決算報告書」及び「2022年度町田市社会福祉協議会補助金・せりがや会館事業負担金収支決算書」を入手しているのみで、その他の手続きを実施していない。 市は、補助金や負担金の使途について、モニタリングを実施し、その妥当性を検証する必要がある。また、モニタリングに関する実施頻度や実施すべき手続き等を定めた規程やマニュアルを整備する必要がある。	○				モニタリングのマニュアルを整備し、モニタリングを実施しました。	措置済み	2025年3月	
2023	9	97	地域福祉部	福祉総務課	(9)福祉のまちづくり推進事業	【指摘2-9】 イ 入手した見積書において消費税等の記載がないことについて	市は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル改訂業務を委託するに当たり、見積書を入手しているが、見積書に消費税等の区分記載がない。 市は、消費税等の区分が明記された見積書を徴取する必要がある。	○				見積書を徴取する際は、消費税等の区分が明記されたものを提出させるよう徹底しました。	措置済み	2025年3月	
2023	10	101	地域福祉部	福祉総務課	(10)福祉輸送サービス事業	【指摘2-10】 ア 見積書及び実績報告の検証の徹底について	市は、補助金の交付先より、見積書及び実績報告を入手しているが、その検証が不十分な状況である。 見積書の検証に関しては、前年度見積もりや前年度実績と比較するなどして、その妥当性を確認する必要がある。また、実績報告に関しては、当初見積書や前年度実績と比較するなどして、その妥当性を確認する必要がある。	○				当初見積書を徴取した際に、前年度見積書や実績と照らし合わせて妥当性を確認した上で、補助金の交付を行いました。	措置済み	2024年5月	
2023	11	103	地域福祉部	福祉総務課	(10)福祉輸送サービス事業	【指摘2-11】 イ 補助対象経費の配分方法の変更について	補助金の交付先は、実績報告の段階で、補助金申請時と異なる方法で庶務関連費を計上している。このように、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、補助金等の予算の執行に関する規則に基づき、市に申請し、承認を得なければならないが、なされていない。 市は、配分方法の変更について、承認手続を行うか、配分方法の変更のない実績報告の再提出を求める必要がある。なお、実績報告の再提出により、補助金の確定額が、既交付額よりも少額になる場合は、当該差額について、交付先へ返還の請求をする必要がある。	○				2024年度補助対象経費については、配分の変更に係る申請書の提出を受け、適切に処理しました。	措置済み	2025年3月	
2023	12	116	地域福祉部	福祉総務課	(13)民生委員児童委員協議会事務	【指摘2-12】 イ 請書の手書き修正について	市は、「民児協まちだ 第43号(活動報告集)印刷」に係る請書を作成しているが、当該請書の契約金額に単位の記載がなく、手書きで「円」と追記されていた。 請書に修正すべき箇所がある場合は、請書自体を作成し直すか、二重線でかつ訂正印の押印により訂正し、修正内容を先方と共有する必要がある。	○				契約書類を作成する際は、契約課通知、契約事務の手引き書などを確認し、適切に処理しています。	措置済み	2025年3月	
2023	13	120	地域福祉部	指導監査課	(1)指導監査事業	【指摘3-1】 ア 同一条件での実地指導の実施について	市は、実地指導対象である15法人のうち1法人について、会計専門家による調査等業務を実施していなかった。また、別の1法人について、調査等業務に必要な書類を市が会計専門家へ提示することを失念していたために、予定していた会計専門家による調査等業務の一部が実施できなかった。 市は、実地指導対象の全法人に対して、同一条件の実地指導を実施する必要がある。また、会計専門家への資料の提示を失念する事態が生じないよう、担当者が適切に事務の執行に努めるとともに、上長は担当者の業務を適時に管理監督する必要がある。	○				・実地指導対象の全法人に、会計専門家による調査等業務を実施しました。 ・調査等業務に必要な書類を確認できるチェックシートを作成・活用し、もれなくすべての必要書類を会計専門家に提示しました。	措置済み	2024年10月	

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	14	139	地域福祉部	障がい福祉課	(1)通所施設管理事務	【指摘5-1】ア 予算の適切な執行について	市は、樹木剪定業務委託料を夏季分と冬季分に分けて予算計上しているが、いずれも当初想定していた実施時期に樹木剪定業務を実施せず、緊急事態に対応する費用として予算を使用している。市は、予算を適切に執行する必要がある。	○				2024年度樹木剪定業務を実施する際には、予算に計上した内容を基に適切に予算を執行しました。	措置済み	2025年3月	
2023	15	139	地域福祉部	障がい福祉課	(1)通所施設管理事務	【指摘5-2】イ 分割発注の合理性の検討について	市は、樹木剪定業務委託を夏季分と冬季分に分割発注し、それぞれ少額随契によっているが、一本の契約とした場合には少額随契によることができないことを考慮すると、合理的な理由が求められる。市は、同一の施設に対する同一の業務については、分割発注の合理性を十分に検討するとともに、合理的な理由がない場合には、契約事務の効率化の観点から、一本の契約として発注する必要がある。	○				2024年度樹木剪定業務を実施する際には、指摘の趣旨を踏まえ、適切な契約を行いました。	措置済み	2025年3月	
2023	16	147	地域福祉部	障がい福祉課	(2)ダリア園事業	【指摘5-3】ア 草花栽培管理業務委託の法的根拠の明確化について	市は、障がい福祉団体と協働して町田ダリア園の整備を行い、これまで運営を行っており、市が負担する業務として、草花栽培管理業務等があるとしている。しかし、市と当該団体が協働して町田ダリア園の整備を行ったことを示す文書は存在せず、また、これらの業務の分担に関する協定書等の文書も存在していない。市は、現在、当該団体が行っている町田ダリア園の運営に関して、草花栽培管理業務等を市の業務とする合理的な理由を明らかにする必要がある。また、町田ダリア園の運営を市と当該団体が協働して行うことに関して問題がない場合、業務分担に関する協定を締結し文書化するなど、市の業務範囲を明確に示す必要がある。	○	市の業務範囲を確認し、明確にしました。今後、必要に応じて、業務分担の見直しを続けて参ります。	措置済み	2026年3月	町田ダリア園の運営を行う障がい福祉団体と協議する場を設け、協定等で業務範囲を明らかにすることの合意形成を図りました。引き続き、当該団体とは運営に関する協議を行い、今後の町田ダリア園の運営に関する業務分担の明確化について検討します。	措置予定	2026年3月	
2023	17	149	地域福祉部	障がい福祉課	(2)ダリア園事業	【指摘5-4】ウ 行政財産目的外使用許可申請の徹底について	障がい福祉団体は、市から行政財産目的外使用許可がない状態で、町田ダリア園の休憩所等の行政財産を使用している。市は、これらの行政財産を使用している障がい福祉団体に対して、公有財産規則に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うよう指導する必要がある。	○				市から行政財産目的外使用許可がない状態で、使用していた行政財産については、2024年度から適切に申請を行うよう指導し提出を受けました。	措置済み	2024年4月	
2023	18	149	地域福祉部	障がい福祉課	(2)ダリア園事業	【指摘5-5】エ 草花栽培管理業務委託の広報費について	障がい福祉団体は、草花栽培管理委託料の広報費により、町田ダリア園のパンフレットやチラシを作成しているが、来場者数を増やすことを主目的としたものとなっている。市は、草花栽培管理業務委託仕様書に従い、障がい者の自立促進に資するための広報が行われるよう、パンフレットやチラシの内容について見直す必要がある。	○				草花栽培管理業務委託仕様書の目的に沿った広報物とするよう受託者へ指示し、2024年度作成の広報物から内容を見直しました。	措置済み	2024年6月	
2023	19	155	地域福祉部	障がい福祉課	(3)ひかり療育園運営継続支援事業	【指摘5-6】ア 見積金額の妥当性の検証の徹底について	市は、高次脳機能障がい者相談事業業務委託に当たり、見積書を入手しているが、総額が記載されているのみであり、見積明細が不明であった。市は、見積金額の明細が記載された見積書を入手し、見積金額の妥当性の検証を徹底する必要がある。	○				2024年度高次脳機能障がい者相談事業業務委託契約については、見積金額の明細が記載された見積書を入手し、見積金額の妥当性を判断し契約を行いました。	措置済み	2024年4月	
2023	20	162	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【指摘5-7】ウ 収支決算書等の入手の徹底について	市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の補助事業者に対し、収支決算書等の提出を求めているが、収支決算書等が提出されていない状況が散見された。市は、収支決算書等の提出を徹底させるとともに、提出を行わない補助事業者に対しては、新年度の申請の際に、前年度の収支決算書等が提出されているか再度確認するなどし、収支決算書等の入手を徹底する必要がある。	○				2023年度の実績報告書提出の際には、収支決算書等の提出を徹底させるとともに、提出を行わない補助事業者に対しては、新年度の申請の際に、前年度の収支決算書等が提出されているか再度確認するなどし、収支決算書等の入手を徹底するよう手順を見直しました。	措置済み	2025年3月	

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	21	162	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【指摘5-8】 補助対象経費に係る実支出額の把握について	障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金の交付額を確定するに当たり、補助対象経費に係る実支出額を把握する必要があるが、実支出額ではない費用が含まれる事業活動決算書や損益決算書を提出している補助事業者が散見された。 市は、本来であれば、収支決算書の作成及び提出を求めるか、領収証等の証拠を確認することにより、実支出額を把握することが望まれるが、事業活動決算書等による場合には、実支出額に該当しない項目を漏れなく把握するよう留意されたい。	○				障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金の交付額を確定するにあたり、補助対象経費に係る実支出額を把握できる収支決算書の提出を求めるよう見直しました。	措置済み	2025年3月	
2023	22	163	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【指摘5-9】 補助対象経費の正確性の確認について	障がい児者福祉施設借上費補助金の交付額を確定するに当たっては、借上費補助金決算書に記載されている賃借料が正確であることを確認する必要があるが、借上費補助金決算書は、監査役や監事により監査が行われたうえで法人の機関において承認されたものではないため、その正確性が担保されていない。 市は、法人の機関で承認された収支決算書を入力し、借上費補助金決算書との整合性を確認するなどして、補助対象経費の正確性を確認する必要がある。	○				障がい児者福祉施設借上費補助金の交付額を確定するにあたり、法人の機関において承認された借上費補助金決算書と収支決算書との整合性を確認して、補助対象経費の正確性を確認するよう見直しました。	措置済み	2025年3月	
2023	23	163	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【指摘5-10】 障がい者等の雇用状況の確認について	障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金には、障がい者等が業務に従事した時間に応じて額が決まる障がい者等雇用加算があるが、市は、障がい者等が業務に従事した実績を客観的な資料をもって把握していない状況である。 市は、補助金の交付額を確定するに当たって、障がい者等の出勤簿などの客観的な資料を入手するなどして、障がい者等の雇用状況を確認する必要がある。	○				障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金の申請内容に障がい者等雇用加算が含まれる場合、補助金の交付額を確定するに当たっては、障がい者等の出勤簿などの客観的な資料を入手して、障がい者等の雇用状況の確認を行いました。	措置済み	2025年3月	
2023	24	167	地域福祉部	障がい福祉課	(5)障がい者相談支援事業	【指摘5-11】 見積書の記載項目の確認の徹底について	塚地域の障がい者支援センターの運営委託に当たり入手した見積書では、通常は人件費として取り扱われない福利厚生が人件費に含まれていた。 市は、見積書に記載されている項目が適切であるか、確認を徹底する必要がある。	○				2024年度中に見積書の記載項目の見直しを行いました。2025年度の契約では修正した見積書を使用します。	措置済み	2025年3月	
2023	25	168	地域福祉部	障がい福祉課	(5)障がい者相談支援事業	【指摘5-12】 人件費見積額の妥当性の検証の徹底について	南地域の障がい者支援センターの運営委託に当たり入手した見積書では、社会保険等の俸給及び諸手当に対する比率が19.6%となっており、一般的な比率(15%~17%)と比較して、高くなっていた。 市は、人件費見積額の妥当性について、検証を徹底する必要がある。加えて、見積書に記載の項目を検証するに当たって、各項目がどのように計算されているか理解するとともに、金額の妥当性を検証するための手法を構築する必要がある。	○				人件費における各項目の計算方法を確認し、提出された見積額の妥当性を検証しました。	措置済み	2025年3月	
2023	26	181	地域福祉部	障がい福祉課	(8)身体障がい者総合支援事業	【指摘5-13】 必要書類の提出の徹底について	市は、住宅改修指導事業・福祉用具点検事業業務委託にあたり、毎月業務報告を委託先に求めているが、業務報告に必要な書類の提出がないまま、合格証を作成し委託料を支払っている事例があった。 市は、仕様書に定める必要書類の提出もれがないか確認し、提出もれがある場合は確実に提出させるよう徹底する必要がある。	○				必要書類の提出もれがないよう確認を徹底するよう手順を見直しました。	措置済み	2025年3月	
2023	27	183	地域福祉部	障がい福祉課	(9)身体障がい者訪問入浴事業	【指摘5-14】 訪問入浴サービスに係る職員配置の確認について	重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託仕様書において、入浴サービス1回につき職員3人、うち1人は看護師を配置することが定められているが、職員3人のうち1人が看護師であるかどうかの記載はなく、仕様書の定めが年度を通して守られているかの確認がなされていない。 市は、委託先から看護師を確実に配置していることの報告を求める必要がある。	○				事業者に対して、看護師の事業従事が記載された報告書の提出を求めました。	措置済み	2025年3月	

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	34	214	地域福祉部	障がい福祉課	(16)障がい者レスパイト事業	【指摘5-21】 イ 補助対象経費の確認の徹底について	市は、障がい者介護者レスパイト事業補助金の補助事業者から、補助事業に係る収支決算書の提出を求めているが、収支決算書に補助対象経費に該当しない経費が計上されていた。 市は、補助対象経費以外の経費については補助事業の収支決算書に含めないよう指導する必要がある。	○				補助対象経費以外の経費については、補助事業の収支決算書に含めないよう指導しました。また、提出された収支決算書の内容確認を正確に行いました。	措置済み	2025年3月	
2023	35	216	地域福祉部	障がい福祉課	(17)障がい者虐待防止事業	【指摘5-22】 ア 実施要領と随意契約理由の不整合について	障がい者緊急一時保護事業実施要領及び委託業務仕様書では、送迎サービスは実施しないこととなっているが、市は、送迎サービスの対応ができることを、随意契約理由として挙げている。 市は、実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないよう留意されたい。	○				障がい者緊急一時保護実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないよう理由について見直しました。	措置済み	2024年4月	

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	1	48	市民部	市民協働推進課	(1)共創プラットフォーム推進事業	【意見1-1】 「まちだをつなげる30人」事業の成果の周知について	市は、「まちだをつなげる30人」事業活動の内容及び結果について、ホームページに情報を掲載しているが、当事業の内容を把握できるような体裁にはなっていない。また、当事業では毎年アクション宣言が発表されているが、その資料がホームページに掲載されておらず、アクション宣言発表会の動画が掲載されているのみとなっている。 市は、当事業の成果を効果的、効率的に周知・報告するためにも、ホームページに掲載する情報のあり方について検討されたい。		○				「まちだをつなげる30人」の成果を効果的、効率的に周知するため、本事業の概要、各年度で生まれたプロジェクトの取組概要をホームページに新たに掲載しました。	措置済み	2024年9月
2023	2	53	市民部	市民協働推進課	(2)町内会・自治会支援事業	【意見1-2】 ア 町内会・自治会連合会補助金の会長研修会の報告について	町内会・自治会連合会補助金を財源として、地区連合会会長の研修会が実施されているが、補助金実績報告における研修報告として十分な内容とはいえない状況であった。 市は、補助金実績報告において、研修を今後の町内会・自治会運営にどのように役立てるのかについて記載させるなど、町内会・自治会運営の改善につながる内容の報告を求めることを検討されたい。		○				町内会・自治会連合会に対して、会長研修会の実施により、町内会・自治会運営にどのような効果が期待されるか、また、何に活かすことができるかなどについて補助金実績報告(事業成果報告書類)への記載を求め、2024年3月に指摘事項を反映した実績報告を提出いただきました。	措置済み	2024年3月
2023	3	61	地域福祉部	福祉総務課	(2)木曽福祉サービスセンター管理事務事業	【意見2-1】 ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴収について	町田市随契契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、木曽福祉サービスセンター機械警備業務委託契約に当たって、2者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特命随契契約とし、2者以上の見積を徴していないとのことであった。 市は、少額随契でありながら、特命随契契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いにその旨を明示することを検討されたい。		○				2024年度契約からは、少額随契でありながら、特命随契契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いにその旨を明示しました。	措置済み	2024年4月
2023	4	63	地域福祉部	福祉総務課	(2)木曽福祉サービスセンター管理事務事業	【意見2-2】 イ 特命随契契約チェックリストの活用について	特命随契契約に関する通知の表題が「随契契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随契契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随契契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随契契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随契契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	5	65	地域福祉部	福祉総務課	(3)福祉サービス総合支援事業	【意見2-3】 ア 特命随契契約チェックリストの活用について	特命随契契約に関する通知の表題が「随契契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随契契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随契契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随契契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随契契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	6	71	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・離職者対策事業	【意見2-4】 ア 特命随契契約チェックリストの活用について	特命随契契約に関する通知の表題が「随契契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随契契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随契契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随契契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随契契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	7	77	地域福祉部	福祉総務課	(4)低所得者・難職者対策事業	【意見2-5】 見積書と実績報告のフォーマットの統一について	市社協から入手している実績報告のフォーマットが、当初の見積書のフォーマットと異なっている。比較検討を効果的に実施するために、市は、見積書と実績報告のフォーマットを統一することを検討されたい。		○				フォーマットを統一しました。	措置済み	2024年4月
2023	8	81	地域福祉部	福祉総務課	(5)避難行動要支援者避難支援体制整備事業	【意見2-6】 ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	市は、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の委託事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式を採用しているが、評価項目に「見積額」が含まれていない。市は、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直しを求めたい。		○				今後の当該プロポーザルを行う際には「見積額」を評価項目に加えることとしました。	措置済み	2025年3月
2023	9	85	地域福祉部	福祉総務課	(6)成年後見制度利用支援事業	【意見2-7】 イ 特命随意契約チェックリストの活用について	特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随意契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証跡が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	10	86	地域福祉部	福祉総務課	(6)成年後見制度利用支援事業	【意見2-8】 イ 補助対象経費の範囲の明確化について	町田市成年後見制度特定法人後見事業補助金要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める経費」を規定している。公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				その他市長が特に必要と認める経費を補助対象経費とする場合には、別途承認申請を行う業務フローを構築しました。	措置済み	2024年4月
2023	11	89	地域福祉部	福祉総務課	(7)せりがや会館管理事務	【意見2-9】 ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について	町田市随意契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、町田市せりがや会館定期点検業務委託契約に当たって、2者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないことから、特命随意契約とし、2者以上の見積を徴していないとのことであった。市は、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いに、その旨を明示することを検討されたい。		○				2024年度契約からは、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いにその旨を明示しました。	措置済み	2024年4月
2023	12	93	地域福祉部	福祉総務課	(8)社会福祉協議会支援事業	【意見2-10】 イ 補助対象経費の範囲の明確化について	社会福祉法人に対する補助金交付要綱では、補助対象経費として、「その他市長が特に必要と認める経費」を規定している。公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				その他市長が特に必要と認める経費を補助対象経費とする場合には、別途承認申請を行う業務フローを構築しました。	措置済み	2024年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	13	96	地域福祉部	福祉総務課	(9)福祉のまちづくり推進事業	【意見2-11】ア 特命随意契約チェックリストの活用について	特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随意契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	14	98	地域福祉部	福祉総務課	(9)福祉のまちづくり推進事業	【意見2-12】ウ 補助対象経費の範囲の明確化について	町田市バリアフリーマップ運営事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。 公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				その他市長が特に必要と認める経費を補助対象経費とする場合には、別途承認申請を行う業務フローを構築しました。	措置済み	2024年4月
2023	15	104	地域福祉部	福祉総務課	(10)福祉輸送サービス事業	【意見2-13】ウ 補助金の交付先の業者の評価の充実について	市は、補助金交付先の財政状態や全体の業績については、特に確認していない。 市は、補助金交付先によるサービス提供の継続可能性についても、定期的に評価することを検討されたい。		○				補助金交付先である法人のサービス提供の継続性を保つため、法人全体の決算書等資料を入手することにより、財政状態や経営成績の把握に努めました。	措置済み	2025年3月
2023	16	107	地域福祉部	福祉総務課	(11)地域ホットプラン推進事業	【意見2-14】ア 特命随意契約チェックリストの活用について	特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随意契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	17	112	地域福祉部	福祉総務課	(12)わたしの地区の未来ビジョン推進事業	【意見2-15】ア 特命随意契約チェックリストの活用について	特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について(通知)」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。 市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。 また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証拠がない状態となっている。 市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。		○				特命随意契約チェックリストについて、全庁的な運用ルールの通知に沿って活用するとともに、課内では作成者及び上長の確認の証拠が残るような事務手順を構築しました。	措置済み	2025年3月
2023	18	115	地域福祉部	福祉総務課	(13)民生委員児童委員協議会事務	【意見2-16】ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について	町田市随意契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、民生委員児童委員委嘱式及び感謝状贈呈式の会場を決定するに当たって、2者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないことから、特命随意契約とし、2者以上の見積を徴していないとのことであった。 市は、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いに、その旨を明示することを検討されたい。		○				次期契約からは、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため2者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いにその旨を明示しました。	措置済み	2024年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	19	130	地域福祉部	生活支援課	(1)健全育成・自立促進事業	【意見4-1】 ア 大学等進学支援費の利用実績の低迷について	大学等進学支援制度は利用者が少なく、2022年度の利用実績は当初予算額の3分の1程度に留まっている。 市は、対象となる若者及びその保護者に対して、単なる制度の説明だけに終始するのではなく、貧困からの脱却、貧困の連鎖を絶つための有効な手段であるという制度趣旨についても、早い段階から丁寧に説明するなど、新たな視点からの周知方法について検討されたい。		○				相談係と連携して、本制度対象者には生活保護相談・申請を受ける段階から制度趣旨を説明し、生活保護受給となった際の利用手順について周知しています。 その結果、2024年度実績は2022年度実績を上回っており、今後も早い段階からの制度周知を継続していきます。	措置済み	2024年4月
2023	20	135	地域福祉部	生活支援課	(2)生活困窮者自立支援事業	【意見4-2】 ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	市は、生活困窮者自立支援事業の委託事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式を採用しているが、評価項目に「見積額」が含まれていない。 市は、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直しを求めたい。		○				2023年度のプロポーザルから評価項目に見積額を加えるよう見直ししています。	措置済み	2024年4月
2023	21	148	地域福祉部	障がい福祉課	(2)ダリア園事業	【意見5-1】 イ 障がい福祉団体に対する支援の公平性の確保について	市は、ダリア園事業として、民間事業者である障がい福祉団体に対して、取得価額合計2,343,783千円の土地を無償貸与し、かつ取得価額合計191,648千円の施設を無償で使用許可を与え、さらに2022年度19,459千円の草花栽培管理業務委託金額を支払っている。当該団体はこのような多額の便益を受けた状態で、町田ダリア園にて生活介護事業及び就労継続支援事業を行っている。 市は、現在の障がい者福祉に関する状況を踏まえ、公平性の観点から、障がい福祉団体に対する支援について見直しを検討されたい。		○	検討の結果、障がい福祉団体への支援については、町田ダリア園の収支状況を定期的に確認し、自立運営の可能性を検証したうえで見直しの検討を行っていくこととしました。また、今後の町田ダリア園の運営については、障がい者の活動の場と観光スポットという両面の役割を踏まえ、運営法人との協議を通じて業務分担の明確化をしていくこととしました。	措置済み	2026年3月	市内の障がい福祉施設の状況を踏まえて、引き続き障がい福祉団体への支援及び今後の町田ダリア園の運営について検討します。	措置予定	2026年3月
2023	22	151	地域福祉部	障がい福祉課	(2)ダリア園事業	【意見5-2】 オ 草花栽培管理業務委託に係る実績報告事項の見直しについて	市は、草花栽培管理業務委託契約の目的の達成状況を確認するに当たり、草花の栽培状況について報告を求めているが、障がい者への支援などの取組について報告を求めている。 市は、障がい者の自立促進に資するという目的の達成状況を確認するため、障がい者の就労人数を報告事項に含めるなど、客観的で定量的な項目を報告事項にされたい。		○				草花栽培状況とあわせて障がい者への支援などの取組についても報告書を求める運用に改めました。	措置済み	2025年3月
2023	23	157	地域福祉部	障がい福祉課	(3)ひかり療育園運営継続支援事業	【意見5-3】 イ 特命随意契約チェックリストの活用について	特命随意契約チェックリストについて、障がい福祉課においては、特命随意契約を締結する際に担当者が参考として確認する資料との位置づけに過ぎず、福祉総務課のように保管されていなかった。 市は、部署によって活用方法が異なることのないよう、特命随意契約チェックリストの活用を徹底されたい。		○				特命随意契約チェックリストを活用して、契約手続きをしました。	措置済み	2024年4月
2023	24	159	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【意見5-4】 ア 事業計画書の内容確認について	市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の交付申請者に対し、事業計画書の提出を求めているが、補助対象事業が適切に行われる計画であることを確認することが難しい事業計画書があった。 市は、補助金申請者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業計画書を手入するとともに、補助対象事業を適切に行う計画であるかどうか、事業計画書の内容確認を徹底されたい。		○				障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の交付申請者に対し、適切なプロセスを経て作成・承認された事業計画書を手入して、補助対象事業を適切に行う計画であるかどうか内容確認を徹底しました。	措置済み	2025年3月
2023	25	161	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【意見5-5】 イ 事業実施報告書の内容確認について	市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の補助事業者に対し、事業実施報告書の提出を求めているが、補助対象事業が適切に行われたことを確認することが難しい事業実施報告書があった。 市は、補助事業者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業実施報告書を手入するとともに、補助対象事業が適切に行われたかどうか、事業実施報告書の内容確認を徹底されたい。		○				障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の交付申請者に対し、適切なプロセスを経て作成・承認された事業実施報告書を手入して、補助対象事業を適切に行う計画であるかどうか内容確認を徹底しました。	措置済み	2025年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	26	164	地域福祉部	障がい福祉課	(4)障がい者日中活動系サービス推進事業	【意見5-6】キ 借上費補助金の範囲の明示について	市は、障がい児者福祉施設借上費補助金の対象経費となる賃借料は、「事業に必要な施設の賃借料であり、その賃貸借契約書に記載があるものの実費」としているが、駐車場や共益費について、補助賃借料の対象となる申請と補助の対象となっていない申請が発見された。市は、当該補助金の対象経費となる賃借料について、その範囲を具体的に明示されたい。		○				市は、障がい児者福祉施設借上費補助金の対象経費となる賃借料について、その範囲を具体的に明示する運用に改めました。	措置済み	2025年3月
2023	27	173	地域福祉部	障がい福祉課	(6)身体障がい者施設保護事業	【意見5-7】ア 補助金交付額の見直しについて	市は、福祉ホーム運営費補助金を交付しているが、補助事業者の財務状況を踏まえると、市の補助金がないと長期的に事業を実施できない状況にはないと考える。市は、補助金支出の有効性・妥当性の観点から、少なくとも、2006年度から継続して同額のままになっている補助金単価を見直されたい。		○				福祉ホーム運営費補助金については、補助金支出の有効性・妥当性の観点から、補助金単価を見直した結果、現在の補助額が妥当であると判断し、現状の単価としました。	措置済み	2025年3月
2023	28	175	地域福祉部	障がい福祉課	(6)身体障がい者施設保護事業	【意見5-8】イ 収支決算書の確認について	市は、福祉ホーム運営費補助金に関して、評議員会が開催された日時からおよそ1か月後に収支決算書の確認を行っているとのことであるが、当該確認作業の証拠は残されていない。市は、収支決算書を評議員会後、直ちに入手するとともに、確認作業の証拠を回覧の起案書などで確実に残すよう改められたい。		○				福祉ホーム運営費補助金に関して、収支決算書を評議員会後、直ちに入手するとともに、確認作業の証拠を回覧の起案書などで確実に残すよう運用を改めました。	措置済み	2025年3月
2023	29	177	地域福祉部	障がい福祉課	(7)身体障がい者短期入所事業	【意見5-9】ア 実施要領と随意契約理由の不整合について	障がい者緊急一時保護事業実施要領及び委託業務仕様書では、送迎サービスは実施しないこととなっているが、市は、送迎サービスの対応ができることを、随意契約理由として挙げている。市は、実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないように留意されたい。		○				障がい者緊急一時保護実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないように理由について見直しました。	措置済み	2024年4月
2023	30	183	地域福祉部	障がい福祉課	(9)身体障がい者訪問入浴事業	【意見5-10】イ 委託先選定に係る競争性の確保について	重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託については、指名競争入札により業者選定が行われ、2者を指名したうち1者が落札、1者が不参という結果であった。市は、指名先を増やすなどして、競争性を確保するよう取り組まれたい。		○				2023年度より、一般競争入札で業者選定を行っています。	措置済み	2023年3月
2023	31	186	地域福祉部	障がい福祉課	(10)手話奉仕員養成事業	【意見5-11】ア 受講対象者の要件緩和について	手話講習会の募集要項によると、各クラスとも講習会に23回以上出席した者を修了とし、また、過去に受講経験があるが未修了の場合は、翌年度の申込不可とされている。市は、定員に余裕のある限り、制限を設けず受け入れるよう、受講対象者の要件を緩和されたい。		○				受講対象者の要件を見直し、制限を緩和しました。	措置済み	2025年3月
2023	32	190	地域福祉部	障がい福祉課	(11)精神障がい者支援事業	【意見5-12】イ 補助対象経費の範囲の明確化について	精神障がい者家族支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				精神障がい者家族支援事業補助金交付要綱の補助対象経費については、その内容を検討し、判断基準を定めたマニュアルを整備しました。	措置済み	2025年3月
2023	33	192	地域福祉部	障がい福祉課	(11)精神障がい者支援事業	【意見5-13】エ 法人本部会計への繰入金の取扱いについて	精神障がい者家族支援事業補助金の補助金額1,260千円のうち300千円が事務費として本部会計へ繰り入れられているが、補助対象経費の実支出額には該当しない。市は、本部会計への繰り入れは補助対象経費としないよう改められたい。		○				精神障がい者家族支援事業補助金について、事務費として本部会計へ繰り入れがないよう指導しました。	措置済み	2025年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	所管課	事業名	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況(2026年3月時点)			措置状況(2025年3月時点)		
										措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期	措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2023	34	197	地域福祉部	障がい福祉課	(12)心身障がい者余暇活動事業	【意見5-14】イ 類似の契約の統合について	障がい児者水泳教室プール監視業務委託、障がい児スポーツ教室プール監視業務委託の2件は、同一の事業者にて委託されており、仕様書もほぼ同様の形式内容となっている。市は、契約事務の効率化の観点から、2件の契約を1件にまとめることを検討されたい。		○				障がい児者水泳教室プール監視業務委託、障がい児スポーツ教室プール監視業務委託の2件の契約については、1件にまとめました。	措置済み	2024年4月
2023	35	200	地域福祉部	障がい福祉課	(13)小規模作業所等支援事業	【意見5-15】ア 補助対象経費の範囲の明確化について	障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「その他市長が必要と認める経費」を規定している。公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象経費のうち「その他市長が必要と認める経費」の規定を削除しました。	措置済み	2025年3月
2023	36	201	地域福祉部	障がい福祉課	(13)小規模作業所等支援事業	【意見5-16】イ 補助金交付の公平性への配慮について	障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱では、補助対象者が実質的に特定の法人に限定されている。市は、補助事業の実施に当たっては、公平性について十分に配慮されたい。		○				補助対象者の要件や実施内容について当該補助事業と他の補助事業を比較分析し、事業の公平性に配慮した結果、引き続き補助事業を実施することとしました。	措置済み	2025年3月
2023	37	208	地域福祉部	障がい福祉課	(15)重度障がい児者医療連携支援事業	【意見5-17】ア 補助対象経費の範囲の明確化について	重度障がい児者医療連携支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。		○				重度障がい児者医療連携支援事業は2023年度を持って終了しました。2024年度から新たに「町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業」を開始し、ご意見を踏まえて事業の運営整備を行うよう努めました。	措置済み	2024年4月
2023	38	209	地域福祉部	障がい福祉課	(15)重度障がい児者医療連携支援事業	【意見5-18】イ 補助事業の見直しについて	市は、2007年度以来、医療連携支援事業を適切に行うことができる1団体を対象に、重度障がい児者医療連携支援事業補助金を交付してきたが、同団体の移転に伴い、医療機関と隣接していない状況になっている。また、同団体の事業予算書及び決算書に、補助対象経費である医師の報償費が計上されておらず、医療連携支援事業の実態が不明である状況である。このような状況にも関わらず、市は、医療連携支援が引き続き有効に実施されるかどうかの見直しを行っていない。市は、透明性、公平性に照らして本補助事業のあり方を見直されたい。		○				重度障がい児者医療連携支援事業は2023年度を持って終了しました。2024年度から新たに「町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業」を開始し、ご意見を踏まえて事業の運営整備を行うよう努めました。	措置済み	2024年4月